

多面的機能支払は地域の共同活動を支援します！

『多面的機能支払交付金』により地域の共同活動に対して交付金が支払われます

交付金は活動参加者の日当や、必要な資材の購入費等に充てていただけます

交付金の支払い対象となる活動例

① 農地維持支払



法面の草刈り



水路の泥上げ

② 資源向上支払



水路のひび割れ補修



植栽活動

交付金額

交付額は活動範囲の農地面積 × 単価で算出されます
10aあたり基本交付単価(1年)

水田50haの活動範囲で①、②の両方に取り組む場合最大で年270万円が支払われます

種別	①農地維持支払 【必須】	②資源向上支払 (共同)	①, ②の両方に取り組む場合
水田	3,000円	+2,400円	5,400円
畑	2,000円	+1,440円	3,440円
草地	240円	+ 240円	480円

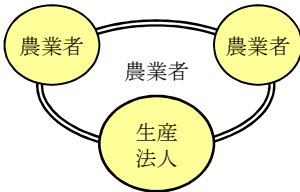
※②資源向上支払の交付単価は活動の内容によって変更となる場合があります。

※負担割合 国 1/2, 県 1/4, 市町村 1/4

交付対象となる組織

(1) 農業者のみで組織を構成する場合

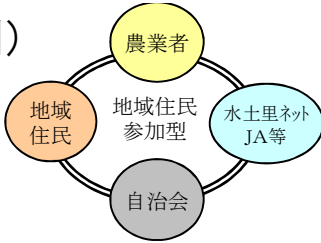
例)



①農地維持支払の活動のみが可能です。

(2) 農業者及び地域住民、団体などで組織を構成する場合

例)



①農地維持支払に加えて②資源向上支払の活動が可能です。

(①農地維持支払の活動のみでも可)

活動の手順

① 組織の立ち上げ

集落、農業用水の水系、ほ場整備の実施区域など、地域の実情に応じてまとまりやすい形で！

皆さんで話し合ってください、活動範囲・構成員を決めてください。構成員となる方から同意をもらい、活動内容や組織の規約や内規を決めてください(ひな形が利用できます)。役員となる方を中心に、皆さんでよく話し合ってくださいことが重要です。



② 事業計画の作成

組織で事業計画書を作成し、市町村に提出して下さい。



③ 活動の実施

計画に定めた事項に沿って活動を実施します。

交付金は毎年支払われます
活動を行う際に活用して下さい



④ 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。
当該年度の記録をとりまとめて報告書を作成し、市町村に提出します。

活動期間は原則5年間です。
活動及び報告は毎年度行っていただきます。

問合せ先

○市町村土地改良関係課 ○県南農林事務所土地改良部門事業調整課(電話:029-822-5045)